

株式会社 心和

放課後等デイサービス 太陽の子
就労継続支援B型事業所 心和の郷

業務継続計画 (自然災害発生時)

1. 総論

(1) 基本方針

本計画は、大地震等の自然災害や感染症のまん延等をはじめとした突発的な経営環境の変化など不足の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断せざるを得なくなった場合であっても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示すものである。

1 利用者の安全確保

当施設の利用者のなかには、相対的に体力が弱い利用者や重症化リスクが高い利用者もいることを踏まえ、自然災害が発生した場合に深刻な人的被害が生じる危険性があるため、『利用者の安全を確保すること』が最大の役割である。そのため、『利用者の安全を守るための対策』が何よりも重要となる。

2 サービスの継続

利用者の生命、身体の安全、健康を守るために最低限必要となる機能を維持する。万一、業務の縮小や事業所の閉鎖を余儀なくされる場合でも、利用者への影響を極力抑えるよう事前の検討が肝要である。

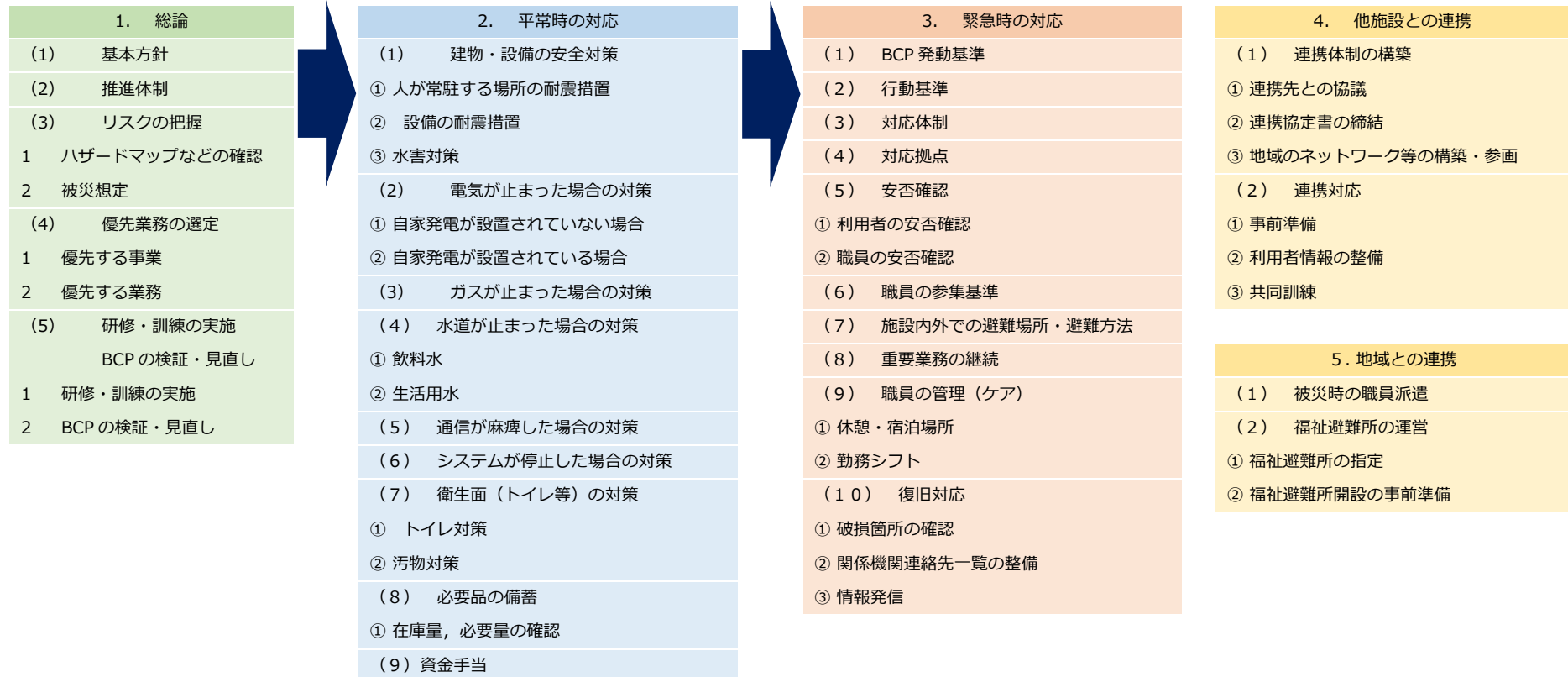
3 職員の安全確保

職員の生命を守り、生活の維持に努める。

④ 地域への貢献

施設が無事であることを前提に、当施設がもつ機能を活かして被災時に地域へ貢献することも重要な役割である。

自然災害（地震・水災害等）BCPフローチャート



(2) 推進体制

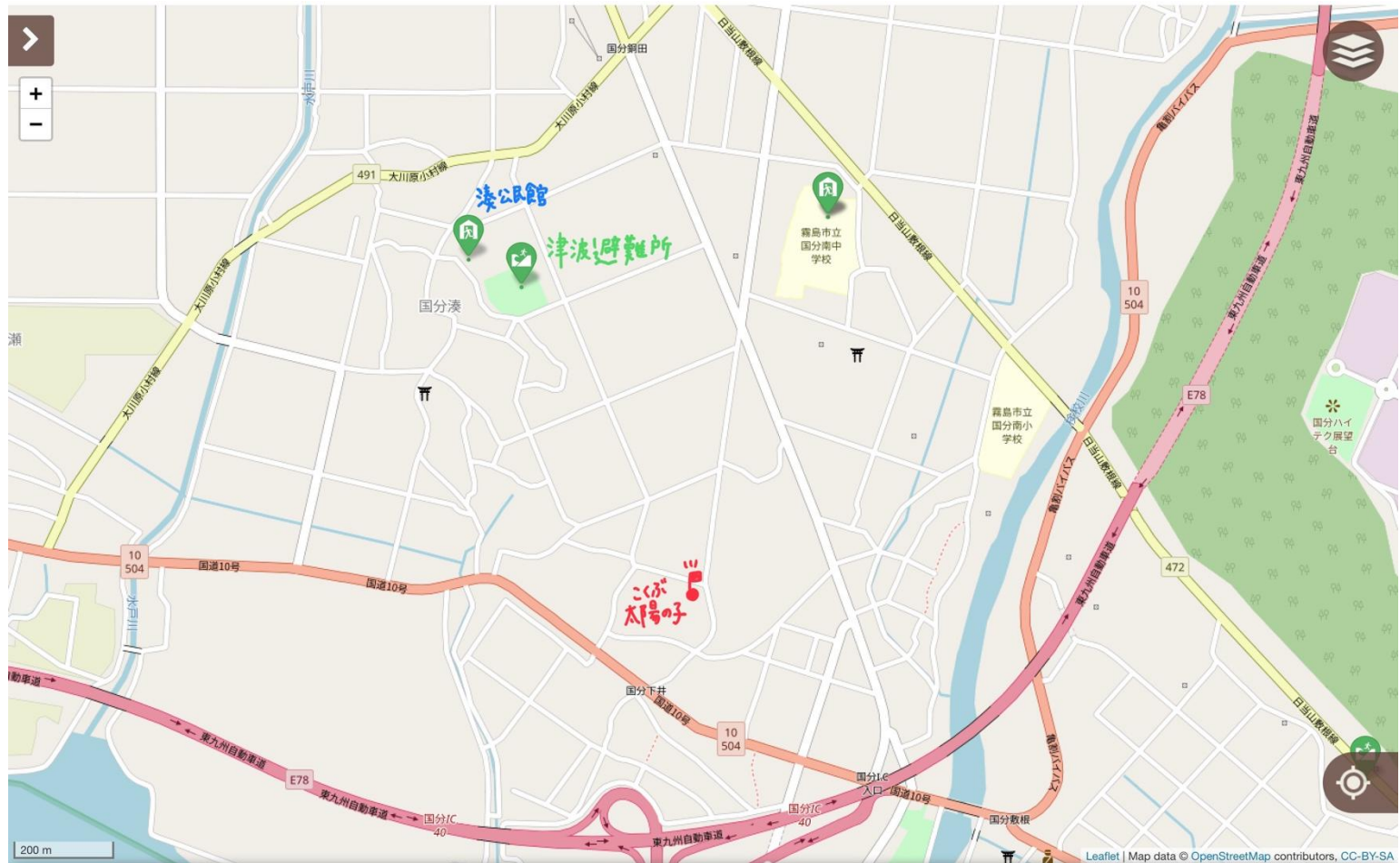
役職 / 担当者	対策本部における職務（権限・役割）	
代表取締役 : 瀬戸口 大翼	対策本部長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対策本部組織の統括, 全体統括 ・ 緊急対応に関する意思決定
こくぶ管理者 : 富田 奈央	事務局長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対策本部長のサポート ・ 対策本部の運営実務の統括 ・ 関係各部署への指示
はやと管理者 : 上井 有加	事務局員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務局長のサポート ・ 関係各部署との窓口 ・ 社外対応の窓口
広報・通信係	広報・情報班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社外対応（指定権者） ・ 医療機関との連携 ・ 関係機関, 他施設, 関連業者との連携 ・ ホームページ, 広報, 地域住民への情報公開 ・ 活動記録をとる
防災・防犯係	設備・調達班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染防護具の管理, 調達 ・ 災害事前対策の実施 ・ 災害発生時の物資の調達
各事業所の見発管またはサビ管 代行補佐: 行事係	現場責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設内の統括 ・ 保健所, 医療機関, 受診・相談センターへの連絡 ・ 利用者, 利用者家族, 職員への情報提供・発信
安全・衛生係	医療・看護班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染拡大防止対策に関する統括 ・ 感染防止の策定, 教育 ・ 医療ケア

(3) リスクの把握

- 1 ハザードマップ等の確認
霧島市ハザードマップを参考

【こくぶ太陽の子】

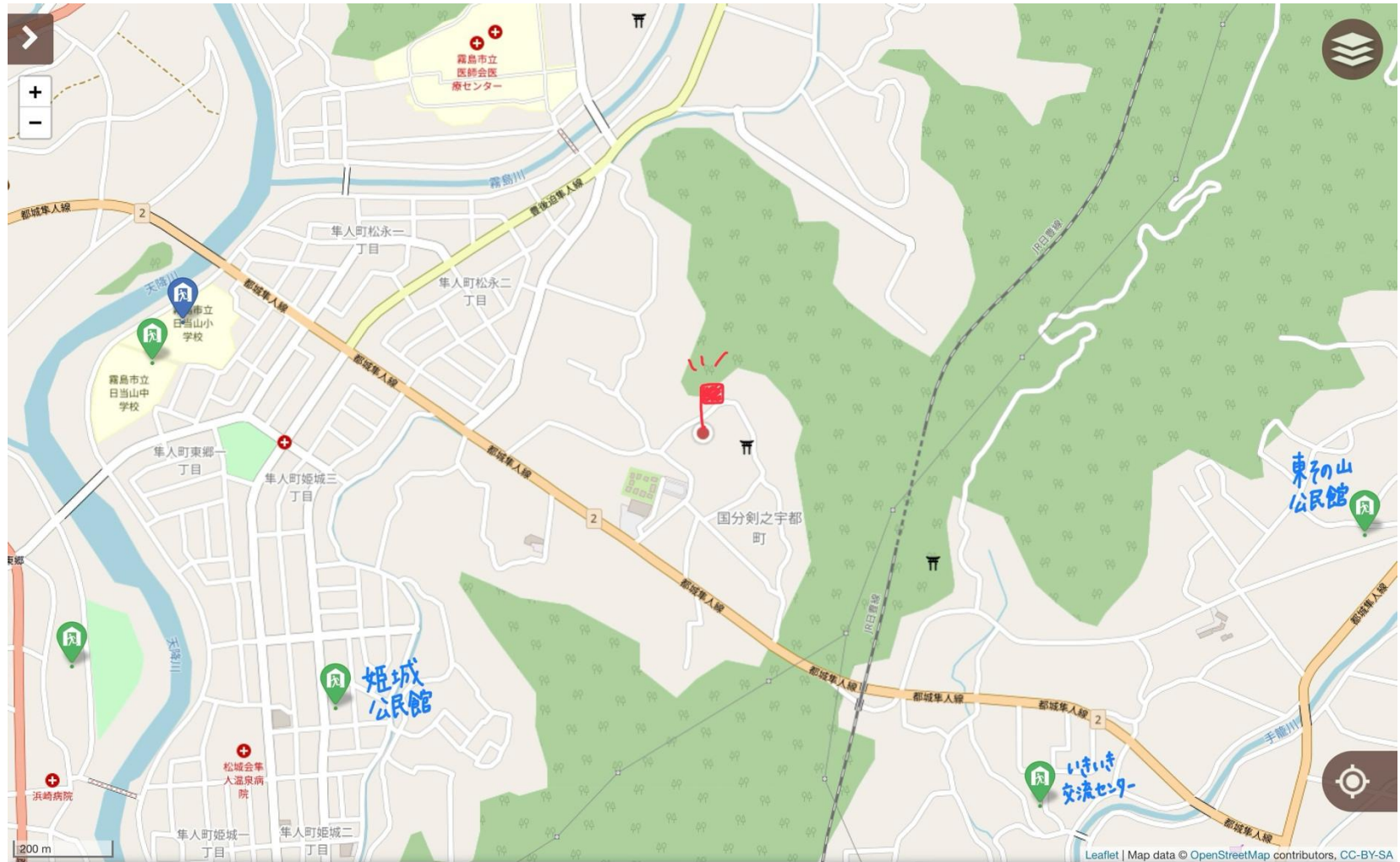
○ 避難場所



【はやと太陽の子】



【心和の郷】



※ ハザードマップ類は見直しが行われることがあるので、定期的に確認し変更されていれば差し替える。

2 被害想定（鹿児島県発表：被害シナリオを参照）

- ◇ 震度 : 南海トラフ地震 震度6弱
- ◇ 浸水・津波 : 沿岸部が浸水し家屋や自動車や船舶などが流出する。流出した自動車のバッテリーやLPGボンベなどが原因で津波火災が発生する。
- ◇ 液状化 : 姶良・伊佐地域では建物の沈下・傾斜被害を受け、マンホールの浮き上がりや道路の変形、噴砂が生じ、継続的な居住や日常生活が困難となる。

【ライフライン被害想定】

	当日	2日後	7日後	1か月後
電力	被災直後に停電	電柱（電線）被害などの復旧は限定的である。 需給バランスなどに起因した停電は、供給ネットワークの切り替えなどにより順次解消される。	浸水域の被害を除き、電柱（電線）被害などの復旧が進み概ね完了する。	
ガス	○ LPガス 安全装置により一時停止。異常がない箇所から順次復旧する。 ○ 都市ガス 小口ガス導管の被災や安全装置により県全体の機能停止の影響戸は2,300戸となる。	安全装置により停止したエリアの安全点検後の復旧により、供給停止が徐々に解消されていくが、被災したガス導管などの復旧は限定的であり、ほとんど進展しない。	安全措置により停止したエリアの安全点検やガス導管などの復旧により、供給停止が徐々に解消されていく。	ガス導管の復旧は概ね解消する。 地域全体では約9割以上の機能支障が解消する。
上水道	管路や浄水場などの被災が発生する。霧島市は被害が最も大きい。	管路被害などの復旧は限定的であり、ほとんど進展しない。	管路の復旧が進み断水が解消されていくが、断水人口は鹿児島県全体で約46,800人、最も被害が大きい霧島市で約11,800人となる。	管路の復旧は概ね完了する。 県内で約9割の断水が解消される。
下水道	管路やポンプ場、処理場などの被災や運転停止となる。	管路の復旧が進み機能支障が解消されていくが、管路被害などの復旧は限定的である。	管路の復旧が進み機能支障が解消されていくが、津波で浸水した処理場の復旧は進まない。	浸水域以外の管路の復旧は概ね完了する。 地域全体では約8割の機能障害が解消される。
通信	つながりにくくなる、もしくは、停電により、テレビ・インターネット・電話などの情報通信設備が使えず情報が寸断される。	電柱（電線）被害などの復旧は限定的である。 通信量が減少となることから、徐々に通信規制が緩和され、音声通話がつながりやすくなる。	浸水域の被害を除き、電柱（電線）被害や停波基地局などの復旧が進み概ね完了する。	

(4) 優先業務の選定

分類名称	定義	業務	出勤率			
			30% (発災後6時間)	50% (発災後3日)	70% (発災後7日)	90% (21日)
	業務の基本方針		生命・安全を守るために費用最低限のサービスを提供 徒歩で出勤可能者で対応 発災後数日、職員は施設泊	食事、排泄を中心 その他は休止または減電気復旧(※) 道路復旧 被災者出勤不可	一部休止するが ほぼ通常通り 応援者の支援あり	ほぼ通常通り 水道復旧 ガスはLPの想定
A: 継続業務	・優先的に継続する業務 ・通常と同様に継続すべき業務	食事 排泄 医療的ケア 清拭 等	食事(災害時メニュー、朝夕のみ) 排泄(オムツを利用) 医療的ケア(必要最低限)	食事(災害時メニュー、簡易食品) 排泄(ほぼ通常通り) 医療的ケア(ほぼ通常通り) 清拭	食事(ほぼ通常通り) 排泄(ほぼ通常通り) 医療的ケア(ほぼ通常通り) 清拭	食事(通常メニュー) 排泄 医療的ケア(ほぼ通常通り) 清拭
B: 追加業務	・災害復旧・事業継続の観点から新たに発生する業務	【インフラ対策】 電気用燃料確保、発電機の点検 飲料水、生活水の確保 ガスの調達 その他物資の調達。修理の依頼 【人員対策】 出勤者の確保、シフト調整 応援者の手配、教育 委託業務の提供中止に対する対応	電気用燃料の確保、発電機の点検 飲料水、生活水の確保 ガスの調達 その他物資の調達。修理の依頼 出勤者の確保、シフト調整 施設内、法人内応援者の手配 行政、関連団体等への応援要請 給食、清掃、洗濯業務の見直し	飲料水、生活水の確保 ガスの調達 その他物資の調達。修理の依頼 応援者の受入、教育 法人内の玉突き支援 行政、関連団体等への応援要請 給食、清掃、洗濯業務の見直し	飲料水、生活水の確保 ガスの調達 その他物資の調達。修理の依頼 職員の復帰に合わせ応援者の縮小 法人内の玉突き支援 行政、関連団体等への情報提供	ガスの調達 その他物資の調達。修理の依頼 職員の復帰に合わせ応援者の縮小 法人内の正常化 行政、関連団体等への情報提供
C: 削減業務	・規模、頻度を減らすことが可能な業務	機能訓練 口腔ケア 洗濯 掃除 等	機能訓練(休止) 必要者にうがい 洗濯(休止) 清掃(感染対策のみ)	機能訓練(褥瘡・拘縮予防) 必要者にうがい 洗濯(必要最低限) 清掃(感染対策のみ)	機能訓練(褥瘡・拘縮予防) 適宜口腔ケア 洗濯(必要最低限) 清掃(感染対策のみ)	機能訓練(ほぼ通常通り) 口腔ケア(ほぼ通常通り) 洗濯(ほぼ通常通り) 清掃(ほぼ通常通り)
D: 休止業務	・上記以外の業務					

(5) 研修・訓練の実施

- 1 入職時研修: 入職時に、BCPの概念や必要性、感染症に関する情報を説明する。
- 2 BCP研修(全員を対象): 毎年4月に、BCPの概念や必要性、感染症に関する情報を説明する。
- 3 以下の訓練(シミュレーション)を実施
 - ・感染者の発生を想定し、BCPに基づき、役割分担、実施手順、人員の代替え、物資調達方法の確認などを机上で確認する。

(6) BCPの検証・見直し

- 1 以下の訓練を定期的に行い、BCPを見直す。
 - ・BCPに関連した最新の動向を把握し、BCPを見直す。
 - ・教育を通じて得た疑問点や改善すべき点についてBCPを見直す。
 - ・訓練の実施により判明した新たな課題と、その解決方法をBCPに反映させる。

2. 平常時の対応

(1) 建物・設備の安全対策

	人が常駐する場所の耐震措置	設備の耐震措置（安全対策）
放課後等デイサービス こくぶ太陽の子	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年築のため耐震性を有している。 本棚やキャビネット等はボルトなどによる固定具を使用。 	<ul style="list-style-type: none"> 共有スペース・事務所など、職員、利用者が利用するスペースでは、設備・什器類に転倒・転落・破損等の防止措置を講じる。 不安定に物品を積み上げず、日頃から整理整頓を行い、転落を防ぐ。 破損して飛散した場合に特に留意が必要な箇所や避難経路には飛散防止フィルムなどの措置を講じる。 消化器等の設備点検及び収納場所の確認を行う。
放課後等デイサービス はやと太陽の子	<ul style="list-style-type: none"> 	
就労継続支援B型事業所 心和の郷	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年築のため耐震性を有している。 	

【水害対策のチェック】

対象	対応策	備考
浸水による危険性の確認	毎月の環境整備期間に点検を実施。	
外壁にひび割れ、欠損、膨らみはないか		
暴風による危険性の確認		
外壁の留め金具に錆や緩みはないか		
屋根材や留め金具にひびや錆はないか		
窓ガラスに飛散防止フィルムを貼付しているか、破損はないか		
周囲に倒れそうな樹木や飛散しそうなものはないか		

(2) 電気が止まった場合の対策

- ・ 電気なしでも使える代替品（乾電池や手動で稼働するもの）の準備
- ・ 自動車のバッテリーを活用することも有用

【稼働させるべき設備】

- 情報機器 : パソコン, テレビ, インターネット等
- 冷蔵庫, 冷凍庫 : 夏場は暑さ対策として保冷剤等を用意
- 照明器具, 冷暖房器具 : 懐中電灯, 乾電池を用意

(3) ガスが止まった場合の対策

稼働させるべき設備	代替策
暖房器具	湯たんぽ, 毛布, 使い捨てカイロ, 灯油ストーブ
調理器具	カセットコンロ, ホットプレート

(4) 水道が止まった場合の対策

1 飲料水

- ・ 一般人が1日に必要とする飲料水は1.5ℓ～3.0ℓ程度であることから, 利用者と職員を合わせた15名分30ℓを備蓄する。
- ・ 飲料水の備蓄は消費期限を確認し, 買い換えるなどの定期的なメンテナンスが必要。

2 生活用水

- ・ 生活用水の多くは「トイレ」「食事」で利用され, 対策として「水を使わない代替手段の準備」が基本である。
- ・ 「トイレ」であれば簡易トイレやオムツの使用, 「食事」であれば紙皿・紙コップの使用などが代表的な手段である。
- ・ 消費期限が過ぎた飲料水を生活用水として保管する。

(5) 通信が麻痺した場合の対策

- 被災時は固定電話や携帯電話が使用できなくなる可能性があるため, 複数の連絡手段で関係機関と連絡がとれるように準備しておく。
- 整備した緊急連絡網はいざというときに活用できるよう, 定期的にメンテナンスを行う。
- 被災地では電話がつながりにくくなるため, 同じ被災地域にいる人同士が連絡をとろうとしても, 連絡がとりづらくなることもある。そういった際には, 例えば遠方の交流のある施設などを中継点とし, 職員・施設が互いに連絡を入れるなど, 安否情報や伝言などを離れた地域にいるところに預け, そこに情報が集まるようにしておく(三角連絡法)。

〈各種通信手段の概要〉

・ 衛星電話

人工衛星を利用した電話で, 衛星に直接アクセスして通話するため, 地上の通信設備の故障もしくは輻輳の影響を受けない。一般回線の電話にも架電可能。ただし, 使用にあたっては事前に練習するなど習熟しておくことが必要である。

- ・ 災害時優先電話

災害時に被災地域から発信規制がかけられない電話で、輻輳の可能性が低いもの。利用にあたっては、電気通信事業者への事前の申込が必要で、対象は原則として電気通信事業法で定める指定機関に限られる。

(6) システムが停止した場合の対策

- 電力供給停止などによりサーバ等がダウンした場合は手書きによる事務処理を行う。
- PC、サーバ、重要書類などは、浸水のおそれのない場所に保管しておく（上階や分散保管など）。BCP そのものも重要書類として保管する必要がある。
- PC、サーバのデータは、定期的にバックアップをとっておく。
- いざというときに持ち出す重要書類を決めておく。

(7) 衛生面（トイレ等）の対策

1 トイレ対策

【利用者】

- ・ 電気・水道が止まった場合、速やかに簡易トイレを所定の箇所に設置し、そちらを使用するよう案内をする。
（案内が遅れると、汚物があふれて処理業務が発生するため）
- ・ 排泄物や使用済みのオムツなどを衛生面に配慮し、一時的に保管する場所を決めておく。
- ・ 消臭固化材を汚物に使用すると、「燃えるごみ」として処理が可能。
- ・ いつもと違う非日常に慣れてもらうために、訓練などを通じて平常時から使い捨てトイレ等の体験を行うことも検討する。

【職員】

- ・ 職員のトイレの対策としては、簡易トイレを所定の場所に設置し、そちらを使用するよう案内をする。
- ・ 女性職員のために生理用品などを備蓄しておくことも必要。

2 汚物対策

- ・ 排泄物などは、ビニール袋などに入れて密閉し、利用者の出入りの無い空間へ、衛生面に留意して隔離、保管しておく。
敷地内に埋めるのは、穴掘り業務や後に消毒する必要が生じるため、留意する。
保管場所：駐車場の隅（こくぶ）、コンテナ裏（はやと）、用水路側の畑の隅（心和）

(8) 必要品の備蓄

- ・ 被災時に必要な備品はリストに整理し、計画的に備蓄する。定期的にもリストを見直す。
- ・ 行政支援開始の目安である被災後3日目まで、自力で業務継続するための備蓄が必要。
- ・ 備蓄品によっては、賞味期限や使用期限があるため、メンテナンス担当者は買い替える等のメンテナンスを行う。
- ・ 「防災食の日」を決めて試食し防災食に慣れてもらう機会をつくる検討する。「ローリングストック」として、古いものから消費し、消費した分は新しく備蓄する。

- (9) 資金手当
- ・ 災害時に備えた資金手当（火災保険に地震，水害に補償が付いているか）
 - ・ 緊急時に備えた手元資金（現金）の準備

3. 緊急時の対応

(1) BCP 発動基準

【地震】

- ・ 本書に定める緊急時体制は，霧島市周辺において，震度5強以上の地震が発生したときに発動する。

【水害】

- ・ 警戒レベル3以上の気象庁の大雨・洪水・高波注意報が発令した場合に発動する。
- ・ 鹿児島県に大型台風の直撃が見込まれる場合に発動する。

※ 統括責任者が不在の場合の代替者

総括責任者	代替者①	代替者②
瀬戸口 大翼	上井 有加	富田 奈央

(2) 行動基準

災害発生時の行動指針は次のとおりとする。

- 1 自身および利用者の安全確保
- 2 二次災害への対策（火災，建物倒壊など）
- 3 法人内施設間の連携と外部機関との連携
- 4 情報発信

平常時	日常点検 訓練 / 見直し 情報収集 情報共有
直後	命を守る行動 (安全確保, 避難)
当日	二次災害対応 (避難場所の確保等)
体制確保後	生活困窮者の支援（最低限のサービス） 事業順次再開
体制回復後	通常営業，通常業務
完全復旧後 (平常移行)	評価 / 反省 / 見直し 備蓄品補充等

情報収集

支援体制確保（人員，物資等）

情報共有

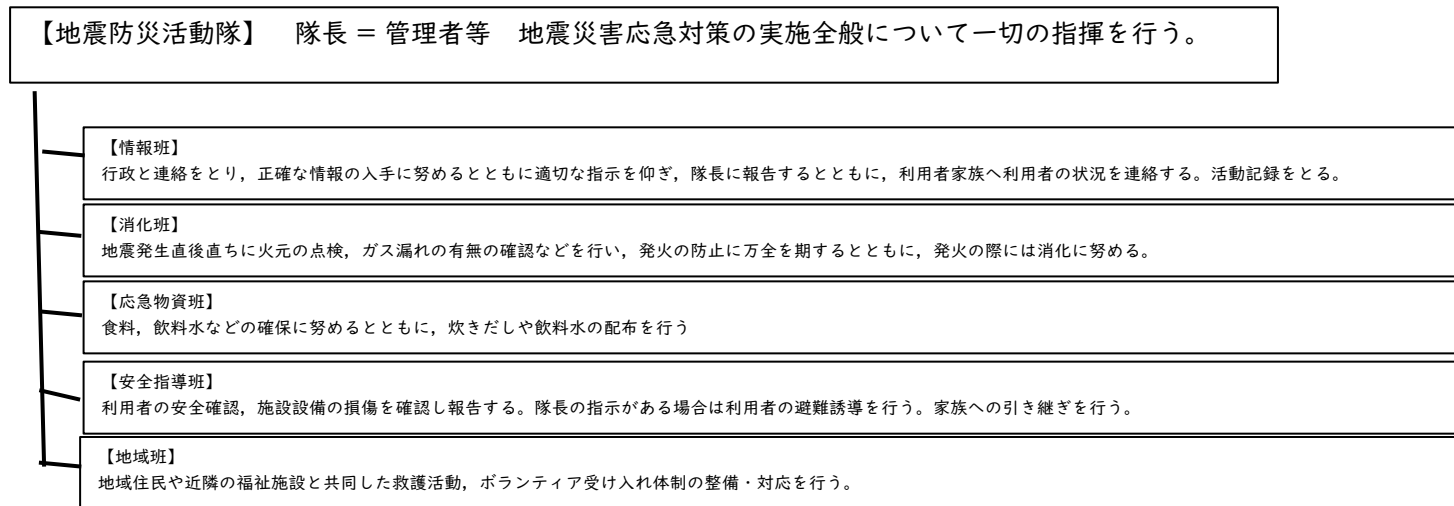
連携

- ・ 施設・事業所間連携

携

- ・ 行政連携
- ・ 取引先協力依頼
- ・ 他法人連携

(3) 対応体制



(4) 対応拠点

- 1 はやと太陽の子
- 2 心和の郷
- 3 こくぶ太陽の子

(5) 安否確認

1 利用者

- ・ 管理者は利用者の安否確認を速やかに行う。
- ・ 各グループの代表職員は利用者の安否確認を行い、管理者へ報告する。

2 職員

- ・ 管理者は職員の安否確認を速やかに行う。
- ・ 職員の安否確認は利用者の安否確認とあわせて各グループの代表職員が点呼を行い、管理者に報告する。
- ・ 自宅等で被災した場合（自地域で震度5強以上）は、①電話、②メールやSNS、③災害用伝言ダイヤルで管理者に自身の安否情報を報告する。また、家族が無事かどうか、出勤可否もあわせて報告する。

(6) 職員の参集基準

【初動職員】

対象職員：管理者， 徒歩出勤が可能な職員

※ 参集するか判断に迷う場合は参集しなくてよい。

【その他の職員】

管理者の指示に従い， 求めがあった場合

○ 下記に該当する場合は， 参集基準に該当する場合においても， 原則， 参集の対象外とする。

- ・ 自宅が被災した場合
- ・ 自身または家族が負傷し， 治療等が必要な場合

(7) 施設内外での避難場所・避難方法

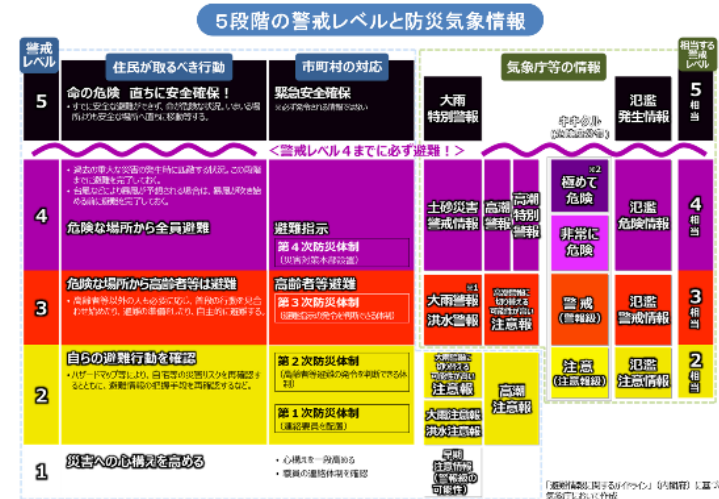
1 施設内

- ・ こくぶ太陽の子：敷地内駐車場
- ・ はやと太陽の子：敷地内駐車場
- ・ 心和の郷：敷地内駐車場

2 施設外

- ・ こくぶ太陽の子：国分南中学校
- ・ はやと太陽の子：①富隈公民館， ②隼人体育館
- ・ 心和の郷：いきいき交流センター

※ 送迎用車両または徒歩にて避難。職員の通勤車両も活用する。



(8) 重要業務の継続

被災時の厳しい状況でも， 利用者の生命・健康を維持するために必ず実施しなければならない最低限の業務を「重要業務」として継続を目指す。

経過目安	発災後 6時間	発災後 1日	発災後 3日	発災後 7日
出勤率	40%	40%	60%	80%
在庫量	100%	80%	60%	50%
ライフライン	停電，断水	停電，断水	断水	復旧
業務基準	利用者・職員の安全確認， 生命を守るための必要最低限の支援。	利用者・職員の安全を確保しつつ， 生命を守るための必要最低限の支援。	利用者の引き渡し完了している場合は一時閉所。通常業務再開に向けて施設内外の安全確認，	ほぼ通常通り

	○保護者連絡, ○安全を確保できる場合は保護者への引き渡し, ○排泄	○保護者連絡, ○安全を確保できる場合は保護者への引き渡し, ○排泄	破損箇所・修繕必要箇所の把握, 修理依頼, 車両点検等。	
食事	必要最低限の食事を提供主に, 非常食	簡易食品, 炊き出し	各物資補充	ほぼ通常通り
水分補給	保存用飲用水準備	飲用水準備		
排泄	オムツ使用, 清拭	簡易トイレ, オムツ使用清拭		
送迎	休止	休止	休止	送迎困難な家庭への送迎再開

(9) 職員の管理 (ケア)

場合によっては, 職員は極限の状態状態で業務を続けなければならないことが想定される。少しでも職員の負担が軽減できるよう職員の休息・宿泊場所の確保や利用者向けだけでなく職員向けの備蓄を揃えるなど, 職員に対する準備も必要。

1 休憩・宿泊場所

- こくぶ太陽の子: 職員休憩室
- はやと太陽の子: 事務所
- 心和の郷 : レストラン

2 勤務シフト

徒歩出勤が可能な職員, 管理者の求めがあった場合, その他出勤状況でシフトを割り振る

(10) 復旧対応

1 破損箇所の確認

破損箇所の確認のために, 被害のあった箇所は写真を撮り, 記録しておく。

修理が必要な箇所は, 対策本部のホワイトボードに記載し, 担当者, 期限を明記する。

2 関係機関連絡先一覧の整理

関係機関の連絡先を一覧化し, 非常時の連絡先を確認しておくなど, 円滑に復旧作業を依頼できるように準備しておく。
連絡リスト

3 情報発信

公表のタイミング, 範囲, 内容, 方法については管理者等会議で決定する。

風評被害を招く恐れもあるため, 広報・情報班が, 一元的に丁寧な対応や説明を行う。

4. 他施設との連携

1 連携体制の構築

1 連携先との協議

- 放課後等デイサービス こくぶ太陽の子
霧島市国分字大丸 1-3 0995-45-0801
- 放課後等デイサービス はやと太陽の子
霧島市隼人町真孝 149-1 0995-73-6892
- 指定障害福祉サービス事業所 心和の郷
霧島市国分剣之宇都町 179-1 0995-73-8863

2 連携協定書の締結

同法人のため締結書はなし。

3 地域ネットワーク等の構築・参画

今後、連携できる法人・施設を拡大していく。

2 連携対応

1 事前準備

- 事業所間連携
・防災会議・相互交流

2 利用者情報の整理

避難先施設でも適切なケアを受けることができるよう、最低限必要な利用者情報を『利用者カード』等にあらかじめまとめておく。

3 共同訓練

年に一度、連携先と共同訓練を行う。

5. 地域との連携

(1) 被災時の職員の派遣（災害福祉支援ネットワークへの参画や災害派遣福祉チームへの職員登録）

地域の災害福祉支援ネットワークの協議内容等について確認し、災害派遣チームのチーム員としての登録を災害対策委員会で検討する。

(2) 福祉避難所の運営

1 福祉避難所の指定

『福祉避難所の確保・運営ガイドライン』の要件を基に、指定避難所として指定するに至らないが、災害時に緊急的に受け入れを要請する可能性があることから、指定状況に関わらず利用可能な施設の情報について整備する。

2 福祉避難所開設の事前準備

霧島市指定福祉避難所

- いきいき国分交流センター
- 国分総合福祉センター
- 隼人農村環境改善センター

※ 福祉避難所は大規模な災害が発生した際に、必要に応じて解説されるものであり、最初から避難所として利用することはできない（霧島市 HP より）。

